

利用料金について

利用料

居宅介護支援は介護保険から全額給付されるため、ご利用者様の自己負担はありません。

ただし、ご利用者様の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険から利用料金に相当する給付を受けられない場合は、利用料を一旦お支払ください。その場合はサービス提供証明書を発行いたしますので、住所地の市町村窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

②交通費

ケアマネジャーがご自宅等にお伺いする場合の交通費はいただいております。